

○消費税法別表第一第六号に規定する財務大臣の定める資産の譲渡等及び金額を定める件

〔平成元年一月二十六日
大蔵省告示第七号〕

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第六号の規定に基づき、財務大臣の定める資産の譲渡等及び金額を次のように定め、平成元年四月一日から適用する。

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第六号に規定する財務大臣の定める資産の譲渡等（以下「資産の譲渡等」という。）は、次の表の上欄に掲げる資産の譲渡等とし、同号に規定する財務大臣の定める金額は、当該資産の譲渡等の同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額とする。

<p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号（療養の給付）の規定に基づく食事療養に該当するもの（以下「入院時食事療養」という。）</p>	<p>同法第八十五条第二項（入院時食事療養費）の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定される金額（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）その他の法令に基づき、入院時食事療養に要する費用につき、当該基準と異なる基準が定められている場合にあつては、当該法令に基づき定められている基準により算定される金額）</p>
<p>二 健康保険法第六十三条第二項第二号の規定に基づく生活療養に該当するもの（以下「入院時生活療養」という。）</p>	<p>同法第八十五条の二第二項（入院時生活療養費）の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定される金額（高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令に基づき、入院時生活療養に要する費用につき、当該基準と異なる基準が定められている場合にあつては、当該法令に基づき定められている基準により算定される金額）</p>
<p>三 資産の譲渡等を受ける者の選定に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条各号（選定療養）に掲げる資産の譲渡等に該当するもの</p>	<p>健康保険法第八十六条第二項第一号（保険外併用療養費）の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定される金額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく保険外併用療養費の支給に係る療養にあつては同法第七十六条第二項第一号（保険外併用療養費）の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定される金額、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養にあつては当該療養に要する費用の額として同法第二十二条（診療方針及び診療報酬）の規定に基づき環境大臣が定めるところにより算定される金額）</p>